

金融機関発行の証明書等に関するFAQ

カテゴリ1:支払方法全般

Q1	どのような支払方法であれば助成金の申請に使えますか？	金融機関等が発行または記録した書類により、支払日・支払金額・支払元・支払先が客観的に確認できる支払方法が対象となります。 具体的には以下の方法が該当します。 ・銀行振込(口座からの振込) ・クレジットカード払い ・クレジット・信販払い(個別信用購入あっせん契約等) ・ローン払い(工事ローン・リフォームローン等) ・デビットカード払い ・電子マネー・QRコード決済
Q2	助成対象外となる支払方法がありますか？	以下の方法による支払いは、支払い事実の客観的証明が困難であることから、本事業における助成対象外としています。 ・現金払い ・他の取引との相殺払による支払い ・代引き払い ・仮想通貨/暗号通貨による支払い ・手形による支払い、手形の裏書譲渡 ・小切手による支払い ・ファクタリング(債権譲渡)による支払い
Q3	現金で支払ってしまいました。助成金は申請できませんか？	現金の手渡しによる支払いは、支払元・支払先・金額・日付の客観的な確認が困難であるため、助成対象外となります。 既に現金で支払い済みの場合は、設置事業者にご相談のうえ、金融機関等を通じた支払方法への変更が可能かご確認ください。
Q4	領収書があれば支払いの証明になりますか？	領収書は、事業者側で作成・変更し得る書類であるため、本事業では支払事実を確認する主たる証憑としては取り扱っておりません。 原則として提出も不要です。金融機関等が発行または記録した証憑のご提出をお願いいたします。
Q5	複数の支払方法を組み合わせて支払いました。認められますか？	認められます。ただし、それぞれの支払方法に対応する証憑をすべてご提出ください。
Q6	助成対象経費に含まれない費用は何ですか？	以下の費用は助成対象外経費です。 ・振込手数料 ・クレジットカード分割払い手数料・リボ払い手数料 ・ローン金利・利息 ・ローン手数料・保証料・事務手数料 ・信販契約の分割払手数料・事務手数料 ・その他金融費用

カテゴリ2:銀行振込について		
Q7	銀行振込の場合、何を提出すればよいですか？	以下のいずれかをご提出ください。 ・金融機関発行の振込明細書 ・金融機関発行の取引明細書 ・通帳の写し(金融機関名・口座名義・対象取引が確認できるもの) ・インターネットバンキングの振込完了画面 ・振込結果明細 いずれも、振込日・振込金額・振込元名義・振込先名義・金融機関名が確認できるものをお願いいたします。
Q8	ネットバンキングの振込画面のスクリーンショットで大丈夫ですか？	振込完了後の画面であれば証憑として認められます。ただし、以下の画面は振込完了が確認できないため認められません。 ・「振込予約」画面 ・「処理中」画面 ・「受付済み」画面 ・「振込依頼中」画面 必ず振込が実行完了した後の画面をご提出ください。
Q9	通帳のコピーでも大丈夫ですか？	通帳の写しでも、以下が確認できれば証憑として認められます。 ・金融機関名 ・口座名義(振込元) ・振込先名義 ・振込金額 ・振込日 対象の取引が分かるよう、該当箇所印をつけてご提出ください。また、表紙(金融機関名・口座名義が記載されたページ)のコピーもあわせてご提出ください。
Q10	振込手数料を差し引いて振り込みました。契約金額と一致しませんが問題ありますか？	振込手数料分の差額がある場合は、差額が振込手数料であることを明示してご提出ください。なお、振込手数料は助成対象外経費となります。
Q11	工事代金を複数回に分けて振り込みました。全部の明細が必要ですか？	はい。すべての振込に係る証憑をご提出ください。その際、振込額の合計が契約金額総額と一致することをご確認ください。
Q12	振込予約をしましたが、まだ実行されていません。この画面で申請できますか？	振込予約画面のみでは、支払完了とは認められません。振込が実行された後の完了画面または明細をご提出ください。
Q13	振込元の口座名義と申請者の氏名が旧姓のままです。問題ありますか？	口座名義と申請者氏名が異なる場合は、申請者本人であることが分かる補足資料をご提出ください。

カテゴリ3:支払元(名義)について		
Q14	支払いは必ず申請者本人が行わなければなりませんか？	原則として、申請者ご本人名義の口座・カード等による支払いが必要です。 ただし、申請者と住民票上の同一世帯にある方による支払いは、所定の書類をご提出いただくことで認められます。 ・代理支払いに係る同意書 (▶こちらからダウンロード) ・申請者と支払者が同一世帯であることが確認できる住民票 住民票上の同一世帯でない第三者が支払いを行う場合は、支払者が申請者となる必要があります。 申請者の変更により各助成事業における要件に抵触しないか、あらかじめご確認ください。
Q15	家族名義の口座から振り込みました。認められますか？	申請者と住民票上の同一世帯にある方(配偶者等)による支払いは、以下の書類をご提出いただくことで認められます。 ・代理支払いに係る同意書 (▶こちらからダウンロード) ・申請者と支払者が同一世帯であることが確認できる住民票(同意書提出日から3か月以内に発行されたもの)
Q16	同居していない親が支払ってくれました。認められますか？	住民票上の同一世帯でない親族による支払いの場合、その親族が申請者となる必要があります。 ただし、申請者の変更により各助成事業における要件に抵触しないか、あらかじめご確認ください。 (※申請者が住宅所有者であることを要件に定めている事業などがあります)
Q17	同居している親が支払いましたが、世帯分離しています。認められますか？	住民票上で世帯分離されている場合は「同一世帯」に該当しないため、原則として認められません。機器を設置した住居の同一世帯の方がお支払いを行うようお願いします。
Q18	設置事業者が一旦立て替えて、あとから申請者が事業者に返済する形にできますか？	金融機関や決済代行等を介さずに、設置事業者、手続代行者、その他第三者によって立替払いを行った場合、支出負担者および実質負担関係の確認が困難であるため、認められません。
Q19	知人や友人に代わりに支払ってもらうことはできますか？	同一世帯外の第三者(知人、友人、代理人等)による支払いは認められません。
Q20	法人名義の口座から支払いましたが、申請者は個人である場合は助成対象となりますか？	法人と個人は法律上別人格であり、申請者個人の支出負担の確認が困難なため認められません
Q21	代理支払いに係る同意書はどこで入手できますか？	同意書の様式は、本事業のホームページからダウンロードいただけます。 (▶こちらからダウンロード)

カテゴリ4:支払先について		
Q22	設置事業者から「この口座に振り込んでください」と言われた口座が、契約書の会社名と違いました。 振込先の口座名義が契約書の事業者名と違う場合は助成対象となりますか。	支払先は契約書上の事業者と一致していることが原則です。 一致しない場合は、支払先(振込先等)を別途定めている証憑をご提出ください。 支払先と契約書上の事業者との合理的な関係性が認められれば、助成対象となる可能性があります。 契約書記載の名義とは異なる口座への支払いを指定していることが確認できる書類としては、例えば以下のようなものが該当します。 ・請求書(振込先口座が記載されているもの) ・契約書の支払条件欄 ・設置事業者からの振込先案内文書 ・発注書・注文書に記載された支払先情報 ・その他、支払先を指定していることが確認できる資料

カテゴリ5:クレジットカード払いについて		
Q23	クレジットカードで支払いました。何を提出すればよいですか？	以下のいずれかをご提出ください。 カード会社発行の利用明細書 カード会社公式サイトまたは公式アプリのWeb利用明細 カード会社発行の利用証明書・決済確認書 カードの利用控え その他、カード会社が発行または記録した利用事実を確認できる書類 以下の事項が確認できるものをお願いいたします。 -カード利用日(決済日) -利用金額 -加盟店名 -カード名義 -カード会社名
Q24	クレジットカードの引き落としがまだ済んでいません。申請できますか？	クレジットカード払いの場合、支払完了日はカード利用日(決済日)とします。 カード会社からの口座引落としが完了していなくても、ご申請いただけます。
Q25	分割払い・リボ払い・ボーナス払いで支払いました。認められますか？	カード利用日(決済日)に設置事業者等への決済が成立していることが確認できれば、分割払い・リボ払いであって返済が完了していない場合も認められます。 ただし、分割払い手数料・リボ払い手数料・利息は助成対象外経費です。
Q26	カード利用明細の加盟店名が、契約した事業者の名前と違います。	加盟店名が契約事業者と一致しない場合は、請求書など支払先を定めている内容の分かる証憑のご提出をお願いいたします。 決済代行会社名のみが表示され、契約事業者との対応関係が確認できない場合は、そのままでは認められません。カード会社発行の取引詳細証明書、決済確認書、請求内訳等のご提出をお願いすることがあります。
Q27	家族カード(家族名義のクレジットカード)で支払いました。認められますか？	カード名義人が申請者と同一世帯にある方であれば、住民票および代理支払いに係る同意書のご提出により認められます。 同一世帯外の方の名義カードによる支払いは認められません。
Q28	デビットカードで支払いました。認められますか？	デビットカードによる支払いは対象です。利用明細等により、決済日、決済金額、決済先、カード名義が確認できる書類をご提出ください。
Q29	プリペイド式クレジットカードで支払いました。認められますか？	プリペイド式であっても、カード会社が発行する利用明細等により、決済日、決済金額、加盟店名、カード名義が確認できれば認められます。ただし、無記名式プリペイドカード等で名義確認ができない場合は、追加確認が必要となることがあります。

カテゴリ6:ローン・信販払いについて-1		
Q30	信販契約(個別クレジット契約)で支払いました。何を提出すればよいですか？	以下のような書類をご提出ください。 信販契約書・個別信用購入あっせん契約書 立替払契約書・クレジット契約書 申込書兼契約書 信販会社またはクレジット会社発行の契約確認書・利用明細 返済予定表 以下の事項が確認できるものをお願いいたします。 -信販契約者(申請者本人または同一世帯者) -契約日または決済日 -契約金額または元金額 -助成事業に係る費用への充当であること -設置事業者等に対する支払義務が履行済みとして取り扱われること
Q31	信販契約(個別クレジット契約)で支払った場合、支払完了日はいつですか？	信販契約、個別信用購入あっせん契約、立替払契約等の成立により、申請者の設置事業者等に対する支払義務が履行済みとして取り扱われた日(契約日または決済日)を支払完了日とします。 信販会社への返済が完了していなくても、設置事業者に対する支払義務が信販会社への返済債務に置き換わっていることが確認できれば、申請いただけます。
Q32	クレジットカード払いと信販払い(個別クレジット契約)の違いは何ですか？	本事業では以下のように区分しています。 ・クレジットカード払い ～ 申請者名義のクレジットカードを利用した決済 ・信販払い ～ 信販会社との個別信用購入あっせん契約、立替払契約等(カード払いを除く) 設置事業者の店頭でクレジットカードを利用して決済した場合は「クレジットカード払い」、設置事業者を通じて信販会社と個別のクレジット契約を締結した場合は「クレジット・信販払い」に該当します。
Q33	設置事業者に分割で直接支払っています。信販払いと同じ扱いになりますか？	設置事業者に対する直接分割払いは、クレジット・信販払いとは区別されます。この場合、金融機関等への債務に置き換わっているわけではなく、申請者の設置事業者に対する支払義務が残っているため、設置事業者等への全額支払いが完了した日が支払完了日となります。全額支払完了後に申請してください。
Q34	ローンで支払いました。ローン契約書を提出すれば大丈夫ですか？	ローン契約書のみでは支払完了の確認ができません。 ローン払いの場合、ローン契約書ではなく、融資実行または設置事業者等への支払実行を確認できる書類をご提出ください。
Q35	ローン会社からの融資実行通知がありません。代わりに何を提出できますか。	融資実行通知がない場合でも、融資実行日および事業者への支払い実績が確認できる資料をご提出いただくことで確認可能な場合があります。

カテゴリ6:ローン・信販払いについて-2		
Q37	フリーローン(多目的ローン)で支払いました。何を提出すればよいですか？	フリーローン等で資金が申請者口座に入金され、申請者が設置事業者へ振り込む場合は、実質的に銀行振込と同様に確認いたします。 その場合、ローンに関する書類の提出は不要です。
Q38	ローンの返済が終わっていませんが申請できますか？	設置事業者等への支払いが完了していれば申請可能です。 目的別ローン ～ 金融機関から設置事業者への支払実行が確認できれば、返済完了前でも申請可能 フリーローン ～ 申請者から設置事業者への振込が確認できれば、返済完了前でも申請可能
Q39	ローン契約の審査が承認されました。これで支払完了ですか？	いいえ。ローン契約の審査承認日や契約日のみでは、支払完了とはなりません。金融機関等から設置事業者等への支払実行、または申請者から設置事業者等への振込が確認できる書類が必要です。
Q40	リフォームローンを利用しましたが、ローン金額に助成対象機器以外の費用も含まれています。	ローン金額に助成対象外の費用が含まれている場合は、助成事業に係る費用への充当が確認できる資料(契約書、請求内訳、支払内訳書等)のご提出をお願いすることがあります。
Q41	消費者金融等で借りたお金で支払いました。認められますか？	消費者金融等の融資を受け、申請者が設置事業者へ振り込む場合は、実質的に銀行振込と同様に確認いたします。
Q42	親族からお金を借りて支払いました。認められますか？	他社から金銭を借りて、申請者が設置事業者へ振り込む場合は、実質的に銀行振込と同様に確認いたします。

カテゴリ7:支払完了日・タイミングについて

Q43	支払完了日とはいつの日付ですか？	支払方法により異なります。下記をご参照ください。 <table><tr><th>支払方法</th><th>支払完了日</th></tr><tr><td>銀行振込</td><td>振込が実行された日</td></tr><tr><td>クレジットカード</td><td>カード利用日(決済日)</td></tr><tr><td>クレジット・信販</td><td>契約日または決済日(設置事業者に対する支払義務が履行済みとなった日)</td></tr><tr><td>ローン(目的別)</td><td>金融機関から設置事業者への支払実行日</td></tr><tr><td>ローン(フリーローン等)</td><td>申請者から設置事業者への振込日</td></tr><tr><td>設置事業者への直接分割払い</td><td>全額支払完了日</td></tr><tr><td>電子マネー・QRコード決済</td><td>個別審査にて確認</td></tr></table>	支払方法	支払完了日	銀行振込	振込が実行された日	クレジットカード	カード利用日(決済日)	クレジット・信販	契約日または決済日(設置事業者に対する支払義務が履行済みとなった日)	ローン(目的別)	金融機関から設置事業者への支払実行日	ローン(フリーローン等)	申請者から設置事業者への振込日	設置事業者への直接分割払い	全額支払完了日	電子マネー・QRコード決済	個別審査にて確認
支払方法	支払完了日																	
銀行振込	振込が実行された日																	
クレジットカード	カード利用日(決済日)																	
クレジット・信販	契約日または決済日(設置事業者に対する支払義務が履行済みとなった日)																	
ローン(目的別)	金融機関から設置事業者への支払実行日																	
ローン(フリーローン等)	申請者から設置事業者への振込日																	
設置事業者への直接分割払い	全額支払完了日																	
電子マネー・QRコード決済	個別審査にて確認																	
Q44	事前申込みの前に支払いを済ませてしまいました。助成金は受けられますか？	支払完了日は事前申込日以降である必要があります。事前申込日より前に支払いが完了している場合は、原則として助成対象となりません。																
Q45	手付金や前払金を事前申込日より前に支払いました。認められますか？	「手付金」「前払い金」等の名目で事前申込日以前に支払いがあった場合は、以下の両方の条件を満たす場合に限り認められます。 契約条件として事前の支払いが必要であったこと 契約書に当該支払条件が明記されていること 上記条件を満たさない場合は、事前申込日以前の支払いは認められません。																
Q46	交付申請の提出後に残金を支払う予定です。先に申請できますか？	交付申請兼実績報告の提出時点で、助成事業に係る支払いをすべて完了している必要があります。支払いが完了してから申請をご提出ください。																
Q47	「助成事業に係る費用全額」とは何を指しますか？	助成対象経費だけでなく、助成事業に要する費用の全額(総事業費)を指します。助成対象機器の購入・設置に係る契約上の支払義務全額の支払いが完了している必要があります。																

カテゴリ8:金額の不一致について		
Q48	契約金額と振込金額が一致しません。どうすればよいですか？	契約金額と支払金額が一致しない場合は、その理由を確認するため、以下のような補完資料のご提出をお願いいたします。 ・請求書・請求内訳 ・変更契約書 ・支払内訳書 ・振込明細・カード利用明細 ・その他差額の理由を確認できる資料 差額の理由が合理的に確認できるよう、資料をご用意ください。
Q49	助成対象機器以外の工事費用も一括で支払いました。証憑にはまとめた金額が記載されています。	助成事業に係る総事業費と、それ以外の費用が一括で支払われている場合は、請求書、請求内訳、契約書等により、助成事業に係る総事業費に相当する金額が特定できる資料のご提出をお願いすることがあります。
Q50	追加工事が発生し、当初の契約金額より多く支払いました。	追加工事等により支払額が契約金額を超える場合は、追加変更内容がわかるように、変更契約書、追加工事契約書、請求内訳等をご提出ください。
カテゴリ9:その他		
Q51	証憑の原本を提出する必要がありますか？コピーでもよいですか？	コピー(写し)またはスクリーンショットでのご提出で問題ありません。ただし、必要事項が判読できるよう、鮮明なものをご提出ください。
Q52	証憑を紛失しました。代替書類でもよいですか？	原則金融機関等に再発行をご依頼ください。通帳記帳、取引明細の再発行、Web明細の再出力等の方法があります。
Q53	提出した証憑に不備があった場合、どうなりますか？	証憑に不備がある場合は、追加資料のご提出や差し替えをお願いすることがあります。不備の内容によっては、審査に時間を要する場合がありますので、提出前に記載事項をご確認ください。
Q54	暗号資産(仮想通貨)で支払いました。認められますか？	暗号資産は、支払元・支払先・金額・日付の客観的確認が困難であるため、対象外です。
Q55	海外発行のクレジットカードで支払いました。認められますか？	海外の金融機関が発行したクレジットカードによる支払いは、以下の理由から原則として認められません。 ・カード会社の实在・信頼性の確認が困難なため ・利用明細が外国語で記載されており、必須記載事項の確認が困難なため ・カード名義人と申請者の同一性確認が困難なため 本事業における支払証憑は、客観性の高い金融機関等が発行・記録した書類を必要としています。日本国内の金融機関口座からの銀行振込、または日本国内で発行されたクレジットカードによるお支払いをお勧めします。
Q56	支払いをキャンセル・返金した場合はどうなりますか？	キャンセル、返金、チャージバック、取消し等が確認された場合は、当該申請は助成対象外となります。

本FAQは、支払証憑に関する一般的なご案内です。個別の審査結果を保証するものではありません。記載内容は制度の運用状況により変更される場合があります。